

徳島県環境審議会公開要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県環境審議会（以下「審議会」という。）及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の公開）

第2条 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会において、徳島県情報公開条例（平成13年3月27日徳島県条例第1号）第8条各号に定める情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合、又は審議会を公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に著しい支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

（非公開の決定方法）

第3条 前条ただし書の規定により非公開とする場合は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会に諮って決定する。

（審議会開催の周知）

第4条 会長は、審議会開催の日時が決まり次第、記者発表、徳島県のホームページへの掲載等の適切な方法により遅滞なく公表するものとする。

2 公表の内容は、審議会名、日時、場所、議案名、傍聴申込方法、傍聴者の定員（10名程度）及びその他必要事項とする。

（傍聴者の決定方法）

第5条 傍聴を希望する者は、指定された日までに、電話又はファクシミリにより、県民環境部環境首都課（以下「環境首都課」という。）へ申し込むものとする。

2 傍聴申込者が定員を越えた場合は、抽選により決定する。

ただし、傍聴申込者が定員に満たない場合は、審議会当日の口頭での申込みによる傍聴も認めるものとする。

（傍聴者の遵守事項）

第6条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）静粛にし、議事の円滑な進行を妨げないこと。

（2）審議会における発言に対して批判を加え、可否を表明し又は拍手をしないこと。

（3）みだりに席を離れたり、他人の迷惑となる行為をしないこと。

（4）はちまきや腕章等を着用したり、プラカードやのぼりの類を掲げる等の行為をしないこと。

（5）会長が特に認める場合を除き、撮影又は録音を行わないこと。

（6）その他審議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者が前項の規定に違反する行為をしたと認めるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

（報道関係者の傍聴）

第7条 報道関係者の傍聴についても、この要領を準用する。ただし、第5条の規定は適用しないものとする。

(会議録の公開)

第 8 条 審議会の会議録は、次回の審議会に諮った上で、これを公表する。ただし、次回の審議会が長期に開催される見込みのない場合は、会長の判断により公表するものとする。

2 公表の方法は、環境首都課において閲覧に供するとともに、徳島県のホームページに掲載する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、非公開情報に関する会議録については公表しない。

(部会の公開)

第 9 条 部会及び部会の会議録の公開については、部会長が決定する。

2 部会の公開の手続については、第 4 条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

ただし、部会の傍聴申込み及び会議録の閲覧については、各部会の庶務を担当する次の課又は室とする。

環境政策部会、気候変動部会及び自然環境部会：県民環境部環境首都課

生活環境部会：県民環境部環境管理課

鳥獣部会：危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課

温泉部会：保健福祉部薬務課

(雑則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。